

地方における医師の確保

政策提言先 厚生労働省・文部科学省

政策提言の要旨

(提言 1)

医師養成総数のもう一層の増員と併せて、地方の国立大学法人及び国立大学病院の財政的支援の充実

(提言 2)

医師不足が特に深刻な診療科（産婦人科、小児科、神経内科等）の医師を確保するための、勤務医師の処遇の改善と併せて、地域における特定の診療科の整備及び運営に要する費用に対する支援並びに診療報酬上の評価の更なる拡充

【政策提言の具体的内容】

(提言 1)

安全かつ良質な医療提供体制を実現するためには、わが国全体の医師養成総数を増やすことが不可欠です。その際には、地方の医師養成の拠点である地方の国立大学法人及び国立大学病院において、充実した医学教育が行われるような体制を確保する必要があると考えます。

また、地域の医師確保の拠点でもある国立大学法人及び国立大学病院が、地域への医師派遣などその役割を十分に果たすことが困難になってきており、政府として大学における医師や教員の確保等を考慮した国立大学法人運営費交付金の算定を行うことが必要だと考えます。

- ・本県では、初期臨床研修において基幹型臨床研修病院が連携し、初期臨床研修医を相互に受入れるなど、研修医を県全体で育成し、将来の本県の地域医療を担う医師確保に取り組んでいます。その中でも唯一の医育機関である高知大学医学部の役割は大きく、国立大学法人の運営費交付金の算定にあたっては、例えば大学附属病院の初期臨床研修医の充足率の高低だけでなく、このような地域連携の要素を評価の軸に取り入れることが重要と考えます。

※本県は、地域医療再生計画に基づき、県立病院での病院G P養成や大学内への教育研修施設の整備、さらには地域医療支援センターの運営委託など、高知大学医学部と連携した本県内への医師定着を図る取り組みを進めています。

(提言2)

特に不足している産婦人科、小児科など特定の診療科の医師を確保するためには、勤務医師の処遇の一層の改善が必要だと考えます。また、人口の限られる地域における特定の診療科の医療機関を維持していくためには、施設・設備整備及び運営に要する費用への支援や診療報酬、救急勤務医手当等の助成制度の改善による特別な配慮が必要であると考えます。

- ・本県では、県単独で小児救急勤務医に対する手当を助成しており、医療現場から高い評価を受けています。こうした支援を国全体として取り組むことで救急勤務医を含む医師の勤務意欲の維持につながり、医師確保の効果は高いと考えます。

【政策提言の理由】

地方では、医師の地域偏在や診療科偏在、さらには40歳未満の若手医師の減少が大きな課題となっています。このため、日本全体の一層の医師養成数の増加を図るとともに、地方における医師の養成・確保の拠点である国立大学法人が、その役割を十分に果たすことのできる体制を維持・確保することが必要です。

また、二次医療圏内に分娩できる医療機関のない地域が存在しており、特に不足している産婦人科や小児科などの特定の診療科の医師を確実に確保する仕組みを作ることや、限られた医師を有効活用することのできる仕組みづくりも重要だと考えます。